

令和3年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」 Q&A

令和4年3月3日時点 ver5

(1)公募について		
番号	質問	回答
1	日本語教育機関が民間団体として応募することは可能ですか。公募1で選定される民間団体とは、どのような役割が期待されているのでしょうか。	日本語教育機関が応募することを妨げるものではありません。公募1の民間団体は、日本語教育機関と連携・協力して本委託業務を円滑に行うことができる団体であることが求められます。複数の日本語教育機関がオンライン日本語教育を速やかに実施するために必要な業務(仕様書 I 3(1))、日本語教育機関の円滑な事業実施を支援するため、説明会の開催、契約・執行、オンライン環境の整備をはじめ、事業進捗管理や実証結果の分析等を担っていただくことを想定しています。
2	なぜ日本語教育機関に直接委託しないのですか。	対象となる日本語教育機関が数百に上り、早急かつ円滑に事業費を配分し事業実施を行う必要があるため、民間団体に予算の執行などを行う事務局運営等を含めた業務(仕様書 I 3(1))の委託を行い、事業内公募という形で日本語教育機関に多様なメニューの中から実施可能なものを申請いただけるよう仕組みとするためです。
3	事業の公募スケジュールはどのようになりますか。	できるだけ早く公募2が実施できるよう考えておりますが、公募1の民間団体と委託契約を4月中旬に行い、4月中旬から5月中旬(1ヶ月程度)の計画で民間団体の取組概要を各事業HPで公表と公募2の日本語教育機関を対象とした公募説明会を開催し、その後速やかに日本語教育機関による申し込みを開始する予定です。なお、日本語教育機関のオンライン日本語教育の取組は5月以降から開始を想定しています。
4	採択された民間団体が実施する公募2の情報は、どこに公開されますか。	文化庁のHPに申し込み先となる民間団体の事業HPのリンクを掲載いたします。
5	「公募2」の日本語教育機関の対象は決まっていますか。	本事業は、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関(いわゆる「法務省告示校」)のうち、出入国在留管理庁がにおいて令和3年に留学生の在留管理が適切に行われていると認められる機関(いわゆる「適正校」)を対象とします。ただし、令和2年に適正校であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響をもって入国した留学生数が減少したことにより、令和3年において適正校でなくなった機関や新設校は対象となります。
6	新規校は本事業の対象となるとのことですが、いつの時点までの新規校が対象となるか具体的な規定がありますか。	新設校は、令和4年2月10日に告示された日本語教育機関までを対象とします。
7	日本語教育機関が経理上の問題から、別企業と共同で申請をするなど、複数の法人がコンソーシアムとして申請することは可能でしょうか。	申請は1民間団体として法人格を有する場合に限りです。複数の法人がコンソーシアム方式で申請は受け付けておりません。
8	3つの日本語学校を経営しております。この場合、国から委託される「民間団体等」に含まれるのでしょうか。委託された場合、弊社組織の3つの日本語学校に再委託するというのは可能でしょうか。	民間団体には、30校以上の日本語教育機関の選定を行い、オンライン日本語教育の実証を支援いただくことを求めています。なお、公募・審査を経て、日本語教育機関を選定することになりますので、自社関連の日本語教育機関を選定することができません。自社関連の日本語教育機関は他の民間団体の事業内公募に応募することはできます。
9	全ての様式で、フォーマットに収まらないものは別添として別資料で用意しても問題ないでしょうか。またその場合の用紙形式の指定はありますか。	原則として、所定の様式を活用いただくことが原則です。ただし、教材開発プランや既存の教材一覧等、別にある場合は参考資料として添付することは可能です。図表や連携図は様式やフォームの中に張り付けるなどし、できるだけ様式のページ数を増やして所定のフォームに記載いただくようにしてください。
10	令和2年、3年はいわゆる適正校で、令和4年より非適正校となっている「日本語教育機関は、公募2への応募は可能でしょうか。	令和3年に適正校であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響をもって入国した留学生数が減少したことにより、令和4年において適正校でなくなった「法務省告示校」である場合も、公募2の対象となります。なお、申請時には、入国した留学生数が減少した明確な理由を具体的に説明いただく必要がございます。
11	企画提案書「様式3」には、「連携体制」との標記がありますが、これは、どの程度の具体性を求めていますか。	仕様書の「3. 事業の内容(3)共通事項」において、①で提案者は複数の日本語教育機関の専門家の意見を聞いた上で企画提案書を作成することを求めており、③で日本語教育機関の選定件数は、多くの日本語教育機関の参画を求めていることから、少なくとも30機関以上とすることが必須となっております。多くの日本語教育機関のニーズに合致した提案であり、かつ、多くの応募が得られるよう、あらかじめ日本語教育機関によるオンライン日本語教育の実態把握、情報収集、課題の洗い出し等を十分行った上で公募内容を検討していることが必要です。こうした検討を踏まえ、必要な民間団体側の体制構築を説明する資料を添付するなど、できる限り具体的に記載していただきたいと考えています。

(2)契約について		
1	委託契約はどのように行うのですか。	民間団体と文化庁との間で契約を締結していただくことになります。なお、採択された民間団体には具体的な手続きを後ほどお示しする予定です。
2	委託契約と請負契約の違いは？	委託契約とは、委託契約の目的となる業務の一部を企画・設計から実施までの業務を依頼する場合に第三者に委託するもの、請負契約とは、印刷製本、教材の電子化、システム構築等の請負業務(完成物の納品、工事の完了)があることや、比較的業務内容が簡易である軽微業務等の明確に仕様書に示せるものと分類しています。詳しくはQ&A内の別シートの「委託契約と請負(役務)契約」をご確認ください。
3	再々委託はどのような場合が認められるのでしょうか。	選定された再委託先(日本語教育機関)で再委託業務を実施するにあたり、業務の一部について、実施するノウハウがなく、企画・設計から実施・分析・報告までを第三者に委託せざるを得ない場合に再々委託が可能です。再委託契約金額の範囲内で再々委託の承認申請を民間団体を通じて文化庁へ行うこととなります。申請には様式の業務計画書に(3)履行体制に関する事項に関する情報と再々委託費内訳が必要となります。
4	民間団体等の自主事業において、自主事業に協力者・有識者として参加する日本語教育機関の主任教員等への謝金等の配分にあたって再委託の契約が必要になりますか。	業務計画書に記載された協力者・有識者は、民間団体等が実施する自主事業のプロジェクトチームという位置づけになります。このため協力者への謝金等は民間団体から直接、当該協力者へ支払われるものであり、再委託に該当しません。
(3)公募2における日本語教育機関の申請手続きについて		
番号	質問	回答
1	日本語教育機関が使用できる事業費はいくらぐらいですか。	一日本語教育機関が実施できる事業の上限は、原則、1000万円までです。なお、日本語教育機関が行うオンライン日本語教育の実証事業は、仕様書の3(2)③にある取組例を含めることができます。
2	上限1000万円までなら、一民間団体の公募2に複数の事業を申請することはできますか。	原則、上限1000万円までならば可能です。例えば400万円の内容が異なる事業を2つ申請することは可能です。
3	一つの日本語教育機関で申請をするのではなく、複数の日本語教育機関が集まって一つの事業に申請し実施することができますか。	はい、複数の日本語教育機関で実施委員会を立ち上げ、そちらから申請することができます。その際、構成するすべての日本語教育機関が明確にされた上で申請するとともに、すべての日本語教育機関が対象要件を満たしている必要があります。その場合、委員会の設置規定の添付と、構成機関の一覧が必要となります。
4	公募1の民間団体から公募2を行う場合の公募内容は民間団体により異なるのでしょうか。異なるとすると、日本語教育機関としては、公募2の際に複数の民間団体に申請をしてもいいのでしょうか。	民間団体による様々な事業提案が示されるものと期待しています。日本語教育機関は民間団体の提案内容の中から選んで申請することができます。複数の民間団体に申請は可能ですが、最終的には一日本語教育機関は一民間団体との契約に限定していただきます。複数の民間団体との契約はできません。この点、各民間団体には留意いただきたい。なお、各民間団体の日本語教育機関の公募を経て選定後、文化庁への再委託先(日本語教育機関)の承認申請時に、文化庁では日本語教育機関が複数の民間団体と契約予定がないかの確認をします。
(4)民間団体が行う日本語教育機関の審査について		
1	民間団体が、法務省告示校や適正校であるかどうかの確認方法(書面の提出を義務付けるか否か)について教えてください。	対象外の日本語教育機関と契約はできないこととなるため、法務省告示校であること、適正校であること、令和2年に適正校であったものの、新型コロナウイルスの感染症の影響をもって入国した留学生数が減少したことにより令和3年において適正校でなくなった機関、令和4年2月10日告示までの新設校であることを確認するために、必要な証明書類(出入国在留管理庁からの通知文等)を求めていることとなります。なお、文化庁においても公募2により選定された日本語教育機関が要件を満たしているかを再委託先の承認手続きの一環で確認します。
(5)委託費の支払いについて		
1	概算払いは認められませんか。	委託費の支払は原則、清算払となりますが、文化庁が業務委託をする民間団体が概算払を要望する場合、民間団体が本委託事業を実施するにあたって資金計画上、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払することができます。概算払が必要であれば、所定の手続きを行っていく予定です。採択後、必要に応じて、民間団体に手続きをお示しする予定です。
2	教材の購入は受講生に配布するものも対象となりますか。	教科書等の教材の購入は可能ですが、あくまでも 教育機関 や講師等が実際に授業等で使用するための教材の購入であり、受講生に配布する教材の購入はできません。

3	人件費の計上について、社会保険料や通勤手当等は計上できますか。	社会保険料や通勤手当等、雇用に対し付帯する経費は人件費として計上可能です。ただし、賞与や退職手当は認められません。なお、通勤手当は課税経費に相当しますので、消費税相当額の計算に含めないように留意してください。
4	オンライン設備を拡充するために機材を購入したいのですが、経費として認められますか。	備品となるものは対象外経費となります。リース費用であれば計上可能です。
5	機材をリースするより購入した方が安価である場合も購入は認められませんか。	認められません。国の委託事業で購入したものは国有財産になりますので、本事業終了後も継続して民間団体等で使用できるものは計上できません。
6	採択後、文化庁と委託契約を締結する前にリース契約を結んでおくことは可能ですか。	経費計上ができるのは、文化庁との委託契約期間内に生じる経費に限ります。委託契約締結前に発生した経費は事前着手になりますので計上できません。オンライン会議システム(Zoom等)の費用等、年間契約されるものは、委託契約締結後に行うようにしてください。
7	公募2で採択した日本語教育機関に対する資金(実証事業費)の支払いは、受託した民間団体から直接お支払いするという前提で提案すればよいでしょうか。	はい、そのとおりです。なお、外国人留学生の入国停止措置の影響により、日本語教育機関は厳しい経営環境にあり、清算払では厳しい状況です。本事業では民間団体の要望に応じて概算払制度を活用することができますが、協議にかなりの期間を要することから、各日本語教育機関が事業に要する経費を民間団体には立て替えて支払いをしていただく資金力も審査の1項目となっています(評価基準Ⅲ①)。
8	仕様書P5の(諸謝金)について、「受託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められない。ただし、委託事業に係る業務が当該職員の本務外であることが資料から明確に区分されていることが確認できる場合には支出可」とありますが、もう少しかみ砕いて説明いただきたい。	受託先に所属する専任の教職員が所属機関から月収を得ながら、本事業の謝金や賃金を得る場合は、二重計上となるため、原則として認められません。ただし、例えば時短勤務の扱いになっており、一日3時間は契約外に文化庁委託事業の業務を行ったり、通常の契約にはない授業を文化庁委託事業の業務として実施する等の明確な区分けと理由を証拠書類に基づき説明できる場合は、認められます。
9	事務局運営にかかる受託社員の人件費を計上することは可能ですか。	可能ですが、本委託事業に係る業務が当該受託社員の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが証拠書類に基づき明確に区分されていることが確認できる場合に支出することができます。この他、仕様書4ページの(賃金)の記載事項をご確認の上、ご検討をお願いします。
10	必要な機器に関するリース費用は経費の対象となるとのことですが、海外の学生に機器を送ったりすることは可能でしょうか。また、その場合は送料等も経費として計上可能でしょうか。	オンライン日本語教育の実証事業の実施のために、海外の外国人留学生に機器を送ることが必要である場合、その送料を計上することは可能ですが、その運搬物の内容、数量、単価、回数が妥当であることが確認できる場合に対象経費とします。
11	『仕様書8p 注』の『支出額学の50%以上を～』で記載されている「支出額」とは、再委託費分を含む、総支出額という認識でよいでしょうか。	はい、そのとおりです。
12	公募②の費用の書き方について 公募②にかかる費用(各日本語教育機関に支払う再委託費用)については、業務計画書(様式3)内、再委託費内訳にまとめて記載でよろしいでしょうか。 また、上記の理解でよろしい場合、(様式3)-II-2.再委託費内訳の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。 (公募②開始前であり、具体的な機関名・費用内訳の記載ができないため。)	日本語教育機関の再委託については、様式5(公募事業の実証計画表)の「採択金額・採択機関数」の欄に、日本語教育機関の数と1機関当たりの金額と合計を入力、 様式3(業務計画書)の「II 委託業務経費」の「再委託費」欄にも日本語教育機関の数と1機関当たりの金額と合計を入力していただきます。 企画提案時は、「再委託費内訳」は提出不要です。 なお、事業内公募を経て、日本語教育機関の採択が決まった段階で、「再委託費内訳」を日本語教育機関ごとに作成、また、様式3の「9. 再委託に関する事項」を日本語教育機関ごとに作成して、文化庁に承認申請という形で提出していただくこととなります。
13	昨年度すでに開発・実施したオンライン教材やカリキュラム、環境整備等にかかった費用を計上することはできますか。	いいえ、できません。あくまで本事業の対象期間に実施いただいた取組にかかる費用のみ認められます。

14	受講者の教材の購入費について、実証期間内のサブスクリプションのオンライン教材の場合は、経費計上可能でしょうか。検討中の電子版は利用開始より1年間という利用期限があります。例えば、3か月オンライン授業を実施した場合は購入価格の4分の1を経費として認めていただけるのでしょうか。それとも3ヶ月という設定がないため、1年間有効の利用費全てが経費と認められるのでしょうか。	オンライン授業で使用のために必要なサブスクリプション等のオンライン教材で教育機関向けに一式がパッケージになっている場合は、経費として計上することができます。ただし、利用期間が本事業の期間内に限定されていることが必要です。
15	仕様書の9(7)に「オンライン教育の受講生から教材費(実費)を徴収した場合は、実費相当額となり、収入に計上する必要はない」と記載がございますが、ここでの『教材費』にはWeb教材も含まれるでしょうか。※Web教材…教材をデジタル化したもの。販売業者で値決めされ、本教材の販売により収入は得ない(実費徴収のみ)を想定しております。	学習者が自ら使用する教材を自ら購入する場合は、経費(収支)に計上する必要はありません。ただし、事業実施団体が事業費で教材をまとめて購入し、学習者から後日教材費を徴収した場合は収入に計上する必要があります。デジタル教材一式を本事業のために日本語教育機関として一式購入し活用する場合は、事業費の対象となります。
16	弊社で本企画を推進する場合、外部の専門家などの外部人材を活用することは可能ですか。その費用の科目は「再委託費」でしょうかそれとも「賃金」や「謝金」となるのでしょうか。	可能です。外部の有識者の活用の際、講師謝金や会議出席者金などの謝金を用いる場合と、アドバイザー等として一定期間の賃金を活用する場合があります。外部有識者ではなく外部機関に外注する場合は再委託費として業務を委託することができます。
17	仕様書6頁(借損料、会場借料)において「受託者が所有している会場に係る借料は、規定等により借料の支払いが義務付けられているような場合、経済性等の精査を経て計上すること。」との記載がありますが、日本語教育機関が所有している教室等の施設を本事業のために自ら使用する場合、当該教室等を第三者に貸与するための料金規定があれば会場借料として経費が認められますか。	仕様書の当該記載は、日本語教育機関の教員個人であっても、自らの日本語教育機関の施設等を利用にあたって有料としている場合は、当該利用料規定等に基づき経費が認められるというもので、該当する場合は会場借料として経費計上が可能です。なお、ご質問があったケースは対象経費とはなりません。

(6)対象となる日本語学習者の範囲について

番号	質問	回答
1	本事業の対象となる日本語学習者とは、どのような方々になりますか。	本事業の対象は、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者を含めることが要件です。ただし、上記の対象者が参加していれば、国内に在籍する留学生や、生活者、就労者として学ぶ意欲がある外国人など、海外の留学生以外の日本語学習者が対象に含まれていても構いません。
2	海外にいる外国人留学生しか対象にならないのでしょうか。	いいえ、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者が含まれていれば、国内の日本語教育機関で学ぶ外国人留学生も対象とすることができます。
3	海外の外国人留学生について、令和5年度入学予定者のほか、これから日本留学を検討する層に学習者を幅広く加えてもいいのでしょうか。	はい、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者が含まれていることを前提に、その他、海外の外国人日本語学習者に対して、参加を広く呼び掛けていただいても構いません。
4	現在、外国人留学生がいない状態で、これから募集をしなければならないのですが、見込みの段階で申請することはできますか。	はい、申請をすることはできます。ただし、事業開始後、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者を含める要件を満たさない取組の場合、本事業の対象として認められません。
5	在籍管理について、入国前の留学生は「未入学」ですが、学校の在籍者として出席管理をするのでしょうか。	法務省告示日本語教育機関の正規の教育課程のコースとして実証を行い、在籍とする場合には従来同様の在籍管理をする必要があります。その他のオプションクラスとして実施する場合でも、毎回の出欠席は確認してください。
6	必須となる外国人留学生が最後までオンライン日本語教育を受講しないと対象外の取組となりますか。	必須となる外国人留学生は、途中で日本に入国した場合などやむを得ない事情がない限り、最後まで含めることが必要です。
7	仕様書3.(2)日本語教育の実施内容 ②対象とする外国人留学生等について対象要件を満たすことをどう証明すればよいか。	日本語教育機関が外国人留学生の意思を確認したことを書類等で証明してください。

(7)実証の内容について

番号	質問	回答
1	ハイブリッド型、オンデマンド型、ハイフレックス型の例が示されていますが、期待されるのはどのような意味からでしょうか。また、一つの日本語教育機関で、どの程度実施すればよいでしょうか。	期待される事業例は、別紙「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業(公募の流れ)」をご覧ください。今後当面感染症の影響が継続した場合、あるいは日本語教育機関の海外における日本語教育の展開、国内で日本語教育が届かない地域の日本語学習者に対する日本語教育の提供など様々な効果を期待しております。また、オンライン教育の手法と日本語教育の内容・指導法・評価手法を複数校で分担して実施いただくことを想定しております。各日本語教育機関で可能な範囲で仕様書 I 3. (2)③及び「様式5:実証計画表」に記載いただくような内容を検討いただければと思います。
2	オンラインによる日本語学習は日本語教育機関の告示基準に定められる学習時間数に含めてよいでしょうか。	現在は出入国在留管理庁がコロナウイルス感染症の影響下における緊急的な措置としてオンラインによる日本語教育を認めています。「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の間6 URL: https://www.moj.go.jp/isa/content/001341948.pdf によって、この措置が継続する限りにおいては、当該日本語学習が法務省告示日本語教育機関として提出済みの教育内容の中でオンライン教育の実証を行うのであれば、学習時間数に含めることができます。
3	「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」において、既存のeラーニングツールを入国前の外国人留学生に無償で提供することは実証事業として認められますか。本事業のために新たに開発する場合だけに限られますか。	既存のツールの利用も本事業の対象となります。入国前の外国人留学生への日本語教育の実施を主たる目的としていることから、既存の教材を活用し、仕様書等に掲げるオンライン教育の実証を速やかに実施していただきたいと考えています。なお、オンライン教材として新たに開発し活用していただく場合、期限内に実証の報告などを終えていただく必要があります。
4	任意の自主事業の開発例として「オンライン日本語教育のためのLMS(学習管理システム)の開発」が挙げられているが、このLMSの開発も原則1千万という枠の中で考えるのか、また、日本語教育の実証期間が終了したら、作成したLMSの使用も終了なのか。終了後のシステムの帰属は文化庁なのか。仮に上限1千万という枠で文化庁が想定しているLMSの例を教えてください。	原則として自主事業は上限を1000万円としています。LMSを開発するのであれば、可能な限り日本語教育機関での実証に活用可能な計画、年度内に日本語教育機関の実証に活用が難しい場合であっても、自主事業の一環で、今後、日本語教育機関で活用できるものかどうかを確認する試行までは行う計画としていただきたいと思います。なお、本事業の成果物となる当該システムの著作権を受託者又は第三者に帰属を希望する場合は、委託契約時に別途書面の提出を求めるなどの手続きが必要となります。
5	オンライン日本語教育の対象人数や、時間数などの規定はありますか。	対象とする学習者の人数、時間数や頻度、所要期間等は指定はしません。効果的な授業となるよう、目的・実情に応じて提案・実施いただくことができます。
6	海外にいる外国人留学生の来日後の日本の生活をサポートするための情報提供や相談に係る現地語での業務は支援対象になりますか。	オンライン日本語教育に関連する取組ではないため対象とはなりません。
7	同じ内容の実証(例:A校とB校が、自主事業のコンビニコースを実証)の場合でも、1校×1コース=1つの別個の事例としてのカウントとの理解でよろしいでしょうか。	いいえ、同一の内容であれば、あくまで1つの事例となります。
8	各日本語教育機関の実証事業は400万円を下限とするのでしょうか。「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」のポンチ絵(事業HPの一枚目)に「事業規模:400万~1000万/事業」と記載があります。	日本語教育機関の実証事業の下限は設定していません。なお、「事業規模:400万~1,000万円/事業、400件程度(再委託を含む)」は、補正予算の予算要求時の積算です。
9	日本事情・日本理解の内容については、例えば日本のアニメやその業界について、といった内容でもいいのでしょうか。	日本語能力の伸長に資する日本語教育であるといえるのであれば、日本事情などの科目(教育内容)に認められます。
10	一般的に、日本語教育機関が考える「多様な日本語教育の実証」とは、『様式5』の「縦軸:A1話す(やりとり) 横軸:オンライン(双方向)進学」について、日本語教育機関ごとの多様な教授法で授業を行い、日本語教育の実証を行うというようなイメージになるかと思えます。今回、在留資格が「留学」で「進学コース」を設置している学校が多い中で、なぜ『様式5』のような項目の縦軸と、横軸のマトリクスになったのでしょうか。	在留資格「留学」であっても現在は「進学コース」だけではない多様なコースが実施されています。今回の事業の趣旨は、オンラインによる多様な日本語教育の実践、実証を行うことです。コース目標及びオンライン教育方法、レベル、そして多様な授業科目別の日本語教育の事例を求めため、今回の様式5を作成しました。民間団体として日本語教育機関の実情を把握し、先導的で幅広い教育内容を収集し実証できる企画提案を期待しています。

11	『仕様書3p【実証例】(日本語教育の内容・手法)』に「○漢字圏・非漢字圏等の言語種別」が記載されておりますが、『様式5』のマトリクスには記載方法がありません。漢字圏・非漢字圏で分ける場合には「2」などを入力すればよろしいでしょうか。	様式5についてはあくまで基本的に考えられる軸を示したにすぎません。それ以外の例として「漢字圏・非漢字圏等の言語種別」をあげたもので、他にも新たな種別があった場合は、同一シートに2としていただき備考欄に記載いただくか、様式5を工夫し枠組みを増やしていただいても構いません。
12	様式5-2の記載方について 複数の言語活動(話す・聞く・読む・書くなど)が1つの実証(=1コース/1コマ)に含まれている場合、それぞれの言語活動の手法について実証項目「1」として記載すべきかと思いますが、間違いないでしょうか。例えば、先日の質問回答に「日本語検定の資格取得」を目的としたコースがあった場合、「その他に1」と記載と説明がありましたが、そのコース内でも、複数の言語活動(話す・聞くなど)が実証されると思います。それを「その他」に統一した理由をご教授いただきたいです。	一つの授業において5つの言語活動が発生しても、当該授業の学習目的・到達目標・達成すべき言語活動が5つで明確に示せる場合には、それぞれの言語活動の手法に「1」を記載することは可能です。ただし、それは非常に難しいと思われるので、日本語教育機関の専門家とよく相談の上、説明を求められた場合に明確に説明できるようにしてください。例にある試験対策授業の場合、試験は主に「読む・聞く」であり、「話す」などが入ることは珍しいと思います。そのような場合は、民間団体が示した実証計画の内容が専門性と具体性に欠けると判断されることがあるからです。
13	公募②の開始について 仕様書修正の1ページ目については、初回の公募を5月中旬までに行う計画という理解でよいでしょうか。 様式5には「公募・選定の時期(予定)」の記入欄があり、複数回の公募ができる認識です。 例えば5月に初回の公募実施、2回目を8月に実施～などが可能である認識です。	はい。そのとおりで予定しています。 応募が予定より少なかつた場合には、複数回の公募を検討いただくことを考えております。
14	オンライン教材開発を公募2で実施したい。アプリ開発とその実践・実証を1日本語教育機関として実施することは可能でしょうか。	可能です。日本語教育機関がオンライン日本語教育の実証に必要な教材を開発することも仕様書で取組例として示しています。本事業の業務期間内での開発して、それを活用し実践・実証が行える妥当な計画が示されれば実施いただくことに問題ありません。
15	進学予備教育として数学や理科の授業を通常行っているのですが、これをオンライン授業で提供することは可能ですか。	はい、可能です。
16	本校では、日本人との交流授業を多くおこなっています。これをオンライン授業として提供することは可能ですか。	はい、可能です。
17	本事業については、法人単位ではなく、告示校単位で申請できるという理解でよろしいでしょうか。 弊社では、2つの告示校がありますが、それぞれの校舎ごとに申請し、実際にオンライン授業を実施するということがよろしいでしょうか。	はい、そのとおりです。
18	現在オンライン授業を有償で実施しておりますので、この実証事業にあたって無償で行う場合には、公平性の観点から、別の短期間コース等を設けることを検討しております。それに際して、現在有償の通常オンライン授業に参加の未入国留学生も、同様に新たに実証事業のために、行うカリキュラム・コースに参加を希望した場合には、参加をしても差し支えありませんでしょうか。	はい、問題ありません。既存の法務省告示日本語教育機関のコースの一部をオンラインで実施する場合や、オプションコースとして別途新たなコースや科目を立てて実施する場合も、本事業の対象として認められます。
19	授業形式について、以下の3つと伺いましたが、「オンライン型」のみの授業形式は実施可能でしょうか。 (1)ハイブリッド型 対面とオンラインの混在 (2)オンデマンド型 録画授業を配信・反転授業(事前学習など) (3)ハイフレックス型(1)(2)の混在型	はい、可能です。
20	時差のある国の留学生に対するオンライン授業の場合、授業が深夜や早朝などの時間帯になり、学習者数も1,2名になる場合がありますが、講師謝金に違いがありますか。	本事業では、授業前準備や授業後の記録や引継ぎ・採点等を含めた1時間の日本語教育実証授業謝金を設定し参考単価として提示しています。また、深夜や早朝などの時間外の授業謝金等もお示しているため、参考にしてください。 また、対象とする学習者の人数は定めがありませんので、実情に応じて実施いただいても構いません。
21	本事業の対象となる日本語学習者である、日本語教育機関への出願資格要件を満たし、日本語教育機関が日本留学への意思を確認した者とは、入学金などの諸費用を納入した者に限られますか。	日本語教育機関が日本留学への意思を明確に確認していることが分かれれば対象としていただいても構いません。
22	オンライン授業の教師は、有資格者でないと認められないのでしょうか。	はい、本事業における講師謝金の対象は法務省告示日本語教育機関の教員要件を満たす者であることが求められます。ただし、日本語教師とともに、授業にゲストスピーカー等として企業人などを招く場合には、当該ゲストスピーカーにも謝金(講師謝金とは別に設定する必要があります)を支払うことができます。

23	技能実習等の入国後講習には適応されますか。	認められません。
24	入国前の日本語教育について、在留認定に必要な150時間以上の日本語学習時間に含まれる予定でしょうか。	明確に150時間以上が設定され、厳格な在籍管理の下、実施された場合、法務省告示日本語教育機関が実施した150時間以上の教育プログラム修了証明を発行することができます
25	来日後、14日間待機している期間や体調不良や濃厚接触者となった際のオンライン授業は、この実証事業の対象にならないのでしょうか。	対象になります。
26	公募1から再委託により、公募2の学校が実証事業を行う際の開発についてお伺いします。 公募2の学校において、公募1自主事業のモデルに沿い、オンライン日本語教育の実証事業を実施する際、実証に必要なLMSを公募2の学校が開発することができますか。また、その開発費は、役務費として請求可能でしょうか。	公募2で個別の日本語教育機関だけで利用するLMSの開発を日本語教育機関が多数行うことは認めておりませんが、公募1において民間団体が自主事業で複数の日本語教育機関が活用できるLMSを開発することはできますので、民間団体からの請負(役務)契約により日本語教育機関がLMSの開発業務を行うことはあります。
27	様式5の「2. 日本語教育機関の実証内容」のマトリックスにおいて、左側のレベルは、A1、A2、、、と記載されていますが、仕様書の3ページの【実証例】(日本語教育の内容・手法)においては、初級、中級、上級あるいは「日本語教育の参照枠」に示されたA1、A2、、、とあります。 レベルを初級、中級、上級と設定する場合は、様式5の左側のレベルを初級、中級、上級と書き換えて作成すればよろしいでしょうか。	日本語教育の専門機関として、CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考として、文化審議会国語分科会がとりまとめた「日本語教育の参照枠」のA1～C相当レベルで可能ならば回答いただきたいところですが、それが難しい場合は、初級・中級・上級という大きな概念で記載いただくことも可能とし、様式5の左側のレベルを初級等に置き換えて作成していただいても構いません。
28	「オンライン教育手法」と「日本語教育の内容・手法」を組み合わせる30件以上とあります。オンライン授業では、「オンライン授業」で「A1」レベルの組み合わせだとしても、例えば、Zoomでの授業がいいとか、Teamsがいいか、Google Meetsがいいか、などチャットツールの組み合わせも授業に影響します。こういう、手法・レベルの組み合わせの中のバリエーションはいくつあっても、1つの方法ということになりますか。それとも、3パターンあれば3つの方法ということになりますか。	目安として、日本語教育機関の授業科目を単位として1つとカウントしてください。オンラインのツールによるバリエーションはいくつ試しても1カウントとします。
29	実証例「ハイブリッド」などの対面が必要なモデルケースでは、留学生待機生はオンライン、現地での対面授業を想定しているのでしょうか。	対面授業は日本国内における対面授業に限定します。海外における対面授業は本事業の対象となりません。ハイブリッドは、国内にいる留学生等に対する日本語授業と、海外で学ぶ待機留学生に対するオンライン授業またはオンデマンド授業を組み合わせるものを想定しています。

(8)民間団体の自主事業について

1	仕様書の(3)共通事項②に記載において、「開発するモデルは日本語教育機関において実証すること」とありますが、これは「自主事業内での実証(=公募①の中での実証)」なのか、「実証事業内での実証(=公募における、各日本語教育機関における実証)」なのかを確認したい。	モデルとして開発するカリキュラムや教材は、可能な限り日本語教育機関での実証に活用可能な計画をたてていただきたいと考えていますが、年度内に日本語教育機関の実証に活用が難しい場合であっても、自主事業の一環で、今後、日本語教育機関で活用できるものかどうかを確認する試行までは行う計画としていただきたいと考えています。 なお、自主事業は、公募2の日本語教育機関の実証事業と同じ内容で実施することはできません。
2	必須の事業全体の報告会及び日本語教師研修は、いずれも事業費1,000万円上限でよいでしょうか。 また、事業全体の報告会の開催について開催のイメージ(開催形式・内容・時期・開催回数など)があれば教えてください。	そのとおりです。 日本語教師研修は1,000万円の範囲で数種類の研修を企画実施いただくことができます。 事業全体の報告会は、日本語教育機関の実証事業の進捗管理及び実証結果の報告や、自主事業の日本語教育機関に共有を民間団体としてどのように行うことが最も効果的・効率的であるかを検討いただき、提案いただくものと考えております。
3	民間団体の自主事業の予算規模は、③～⑤については上限なし、⑥については1000万円が上限という理解でよろしいでしょうか。	民間団体の自主事業の③～⑤についても上限は原則、1,000万円となります。
4	・日本語教師向け研修の「内容」「方法(手段/回数)」「経費」は民間企業の提案内容に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。その際事務局から特定の学校様に一部の機能を委ねる形は特に問題はないでしょうか。 ・上限1千万以内で例えば2校等複数校に種類の違う研修会を開催してもらう事は可能でしょうか。 ・上記の研修会運営協力校が公募2に応募することは可能でしょうか。	・はい、日本語教師研修は、上限1,000万円の範囲内で、研修の内容や方法などは文化庁で指定しませんので、民間団体から企画提案をしていただくこととなります。なお、研修の対象者は、民間団体が公募により選定したところ限定せず、幅広く法務省告示校の教職員としてください。 研修業務の一部を日本語教育機関に再委託することは可能です。 ・複数の研修実施機関による複数の研修の開催も可能です。 ・研修運営協力校が公募2に申請することは問題ありません。ただし、自主事業の教師研修と、公募2の教師研修で同じ内容で実施することはできません。

5	<p>自主事業の任意の記載に関して、基本的に教材等を開発、試行するところまでという理解でしょうか。 実践・実証まですることもスケジュールが契約期間内で可能であれば認められるという理解でしょうか。 実践・実証まで出来る場合も基本は上限1千万ということになりますでしょうか。</p>	<p>オンライン日本語教育の実証は日本語教育機関で行うことを考えています。 このため、モデル教材等の開発は民間団体、その開発されたモデル教材等を活用して 実証を行うのは日本語教育機関となります。開発が長期間にわたるもので、事業期間内に日本語教育機関の実証に活用が難しい場合は、自主事業の一環で、今後、日本語教育機関が活用できるものかを確認する試行まで行う計画としていただきたいと思います。1つの自主事業の上限は原則、1,000万円となります。</p>
6	<p>自主事業で学校様からオンライン教材を事務局へ提供していただき事務局がカスタマイズする場合(=学校とは契約せず支払い発生無し。事務局が直接ソフトウェア会社と契約、支払い)提供した学校様が公募2で上記のカスタマイズ教材を使った実践・実証を希望する場合応募は認められるのでしょうか。</p>	<p>民間団体が作成した教材を公募2で活用し実践・実証を行うことは可能です。</p>
7	<p>自主事業と実証事業との内容重複について、どのようなことが重複とみなされるのでしょうか。</p>	<p>自主事業と公募2による実証事業の内容の重複は認められません。自主事業で実施できないことを公募2により再委託するという事業の性質上の観点で、認められないためです。 ただし、教材開発の場合、自主事業では多様な日本語教育機関で共通に活用できる総合的なオンライン教材を開発することとし、公募2では、各日本語教育機関の既存の独自教材をデジタル化する等の教材開発事業を実施するなど、内容が異なっていれば認められます。重複の例として認められないものは、自主事業でも、公募2の実証事業でもオンライン日本語教師研修を実施し、同じような目的・対象の取組と判断された場合です。自主事業では一般的なオンライン日本語教師研修を行い、公募2では「日本語教育の参照枠」のレベル判定のための教師研修を実施するなどの明確な違いが必要です。</p>

(9)成果物の取り扱いについて

1	<p>今回の事業で開発・作成した教材は、文化庁に無償提供しなければなりませんか。</p>	<p>文化庁委託事業であるため、原則として著作権は文化庁に帰属します。ただし、開発・作成した教材を今後販売したり使用したい場合には、別途届出をし所定の手続きを行った上で、可能となる場合がありますので、ご相談ください。 なお、本事業の成果物に係る著作権を受託者又は第三者に帰属することを希望する場合は、委託契約時に別途書面の提出を求めるなどの手続きが必要となります。</p>
2	<p>オンライン教育における、著作物使用の注意点を教えていただきたいです。</p>	<p>購入した教科書を活用することは当然可能です。しかし、当該教科書をオンライン配信する場合は、当該教科書の著作権(公衆送信権等)の許諾が必要ですので、本事業において適切に著作権の権利処理(著作権使用料を支払い)し、活用していただくことが可能です。オンライン日本語教育でどのような教材を活用するのかは、受託された団体や日本語教育機関の判断によります。</p>
3	<p>作成した成果物をどのように提出しますか。</p>	<p>委託事業で作成した教材やLMS等の成果物は文化庁に一部を提出、報告いただき、内容を確認をさせていただきます。成果物がWEB上にある場合には、IDやパスワードを提供いただき、確認する場合があります。また、文化庁の日本語教育大会等の催しでの紹介や、文化庁ポータルサイトNEWSに当該教材の紹介を掲載させていただく等、協力を求める場合があります。</p>

(10)その他について

番号	質問	回答
1	<p>オンライン教育に参加する生徒から授業料を徴収しても良いのでしょうか。</p>	<p>本事業は国による委託事業であることから、実証を行う授業に係る授業料は原則として無償で行ってください。 受講料等、本事業の実施により収入が生じた場合は、事業実施により支出した委託業務経費に充当し、その結果残った経費を委託費として支払うこととなります。その際は収支がわかる資料が必要となります。 ただし、計上する収入は委託期間中のものが対象となり、委託期間前に授業料が払われている場合は、収入の対象とはなりません。 なお、オンライン教育の受講生から教材費実費を徴収した場合は、実費相当額となり、収入に計上する必要はありません。</p>
2	<p>事業途中で中断することは可能ですか。例えば、事業に申込みをしたものの、入国制限が解除となり、業務多忙となり事業の継続が難しくなったなどの理由で中断した場合はどうなりますか。</p>	<p>事業の途中で終了となった場合、事業費の返還が求められます。理由等によっては、全額返金という場合もありますので、実現可能な実施計画をしっかりと立てていただいた上で、申請いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>オンライン授業のための日本語教師研修は、公募2の事業に申請しない日本語教育機関に所属する日本語教師も、申し込むことができますか。</p>	<p>はい、日本語教師研修は、幅広い対象を受け入れていただくことを想定しています。ただし、法務省告示日本語教育機関に在職する教職員を対象とします。必ず在職する日本語教育機関を確認した上で、申し込みを受け付けるようにしてください。</p>
4	<p>このQ&Aは更新されますか。</p>	<p>はい、随時追加・更新します。</p>

5	<p>今回の実証事業はコロナ禍による入国制限がある期間が対象であり、入国制限が全面的に解除された段階で実証事業は終了しなければならないということでしょうか。 解除されてもまた情勢により再び制限がなされる可能性もあるかと思いますが「全面的」の定義と、継続できる例外処置があるのか、そのあたりの決まり事があれば教えてください。</p>	<p>入国制限が全面的に解除された段階(コロナ以前の状況に戻った段階)で、オンライン日本語教育の実践は終了していただくこととなりますが、実証と実証結果の分析、報告書の作成、公開に係る業務は継続いただくこととなります。 なお、部分的な留学生の受け入れの段階では本事業は継続します。</p>
6	<p>説明会後に質問が出てきた場合、文化庁担当者への面会・訪問相談はできますか。</p>	<p>できません。ご質問はメールにてお受けします。また、共有する必要がある質問内容はQ&Aとして文化庁HPで後日公開させていただきます。</p>

委託契約と請負（役務）契約

<Q&A別紙>

	委託契約	請負（役務）契約
概要	<p>委託は、委託契約の目的となる行為の一部について、合理的な理由により、発注者が行うよりも第三者に行わせる方がより効果的・効率的に実施できる場合に、発注者から当該第三者に委託するもの。（発注者にノウハウ等がなく企画・設計から実施までを第三者に委託する必要があるもの）</p>	<p>印刷物等の請負業務（完成物の納品、工事の完了）があることや、比較的役務内容が簡易である軽微業務などの明確に仕様書にすることができる請負業務。</p>
契約金額・支払い額について	<ul style="list-style-type: none"> ・契約前には、発注者より示した仕様書に基づき、受注者より業務計画及び所要金額を示した上で契約する。契約金額は上限額となる。 ・業務完了後、契約金額の範囲内において委託業務に要した経費の内訳を明確にして精算する（要した経費の証拠書類が必要）。 ・途中で委託業務が中止となってもそこまで要した経費は上記精算行為を行い支払う。 ・業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、一定割合の支払いを認められた一般管理費を計上できる。（例：業務を行うために必要な家賃、光熱水量、コンピューター使用料、回線使用料等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約前に発注者が仕様書で定めた業務の完了を条件とした内容で契約する。契約金額も契約前に内訳を示した見積書等を示し合意する。 ・契約書に示した業務の完了を確認できれば、事前の見積書どおりの金額を支払う（要した経費の内訳を示す必要はない）。 ・業務完了が契約の前提のため、業務が履行できなければ、それまでに要した経費があっても支払う必要はない。
具体的な例	<p>例：企画・設計から実施までの業務を一括して依頼する場合</p>	<p>例：教材の電子化、システム構築、印刷製本など</p>